
仲吉良光の日本復帰運動の再考―

「復帰男」が沖縄返還に果たした役割とは何だったのか

真栄城 拓也

(大阪大学 CO デザインセンター)

※2023年6月22日修正

はじめに

仲吉良光・元沖縄県首里市長は、日本で最も早く復帰運動を開始し、その実現まで粘り強く活動を継続していたことから「復帰男」と称されている。仲吉は、日本降伏以前に既に、米軍占領下の沖縄で日本復帰を要請する陳情書を米軍当局に提出していた。

終戦直後、沖縄出身の有力者のあいだでは日本からの独立を視野に入れた沖縄解放論が有力な見解になっており、仲吉の日本復帰の主張は例外的だった。米軍占領下で生活の糧を米国に依存していた沖縄で、日本復帰の主張は米国との関係を危うくしかねなかったためである。日本復帰の主張は煙たがられ、沖縄で孤立を深める仲吉は、東京に生活と運動の拠点を移すことになる。だが、サンフランシスコ平和条約（以下、平和条約）締結が近づき沖縄の帰属が論点になると沖縄住民の大多数は日本復帰を支持、仲吉は沖縄の世論を予見した人物として、一転評価されるようになった。

先行研究は、厳しい批判にさらされながらも日本復帰を訴え続けた仲吉の運動の動機に注目してきた。新崎盛暉は、仲吉の復帰運動を支えたのは日本本土との強固な文化的一体感であり、「復帰のためには岸信介でもフルシヨフでも、何のためらいもなく利用」したと論じている¹。納富香織は、仲吉が戦前から沖縄社会が抱える問題を日本政府への陳情を通じて解決しようとし

¹ 新崎盛暉『戦後沖縄史』（日本評論社、1976年）229頁。

てきたことに着目する。納富によれば、陳情活動を主とした仲吉の復帰運動は、日本との文化的一体感ではなく、沖縄への愛郷心に基づくものであり、日本を通じて沖縄の問題を解決するという戦前からの実践の継続であるという²。

先行研究が仲吉の復帰運動の動機を解明してきたのに対し、本研究は仲吉の復帰運動の影響を検討する。その際、仲吉が米国の沖縄統治について、民族自決の理念や領土不拡大原則などの国際規範に反すると批判していたことに注目する。なぜなら、河野康子による研究をはじめ、近年の沖縄返還研究は米国が沖縄統治に際して国際社会からの批判を懸念し、それが米国の沖縄政策に小さくない影響を及ぼしていたことを明らかにしつつあるからである³。

本研究は、国際社会を見通した仲吉の復帰運動に対する米国政府の反応を分析することを通じて、「仲吉の影響力は、きわめて狭い範囲の仲間を越えるものではなかった」という先行研究の評価を再考する⁴。仲吉に対するこうした評価の背景には、仲吉が率いた沖縄諸島日本復帰期成会（以下、期成会）が20人前後の小規模な組織だったことや、大衆動員を伴わない陳情活動を主としていたことがあったと思われる。しかし、本論で詳述するように、米国政府は国際社会に向けた仲吉の陳情活動が、沖縄返還問題を「国際化」しかねないと強く懸念していた。本研究は、脱植民地化が進展する冷戦期の米国外交に仲吉の復帰運動を位置づけることで、仲吉が沖縄返還において果たした役割を再検討する。それは仲吉の復帰運動の再評価を可能にすることにとどまらず、沖縄返還問題が日米二国間で解決できたことの意義を浮き彫りにするだろう。

² 納富香織「仲吉良光論—沖縄近現代史における『復帰男』の再検討」『史論』第57号（2004年）58—59頁。仲吉の復帰運動が「風船玉」のように右へ左へと展開したと論じる点では、納富も新崎と見解を同じくしている。なお、「風船玉」とは、仲吉の琉球新報記者時代に使っていたペンネームである。

³ 河野康子「池田内閣期の沖縄問題—国連における植民地主義批判とケネディ大統領の沖縄新政策を中心に」(1・2)『法学志林』第111巻第4号（2014年3月）、第114巻第4号（2017年3月）、真栄城拓也「キャラウェイ高等弁務官の沖縄統治（1961年2月—1964年7月）—「強権的」統治と沖縄返還」(1・2)『阪大法学』70巻5号（2021年1月）、70巻6号（2021年3月）。

⁴ 渡邊昭夫「沖縄返還をめぐる政治過程—民間集団の役割を中心として」『国際政治』第52号（1975年5月）69頁。

本稿の構成は以下の通りである。第一章では、仲吉の生い立ちを振り返り、終戦以前から始まっていた沖縄での仲吉の復帰運動について検討する。第二章では、仲吉が平和条約締結後、民族自決の理念と領土不拡大の原則を反映した信託統治制度に関する国連憲章の規定を利用して復帰運動を展開したことを取り上げ、それに対する米国政府の反応を探る。第三章では、仲吉が国連総会で1960年12月に採択された「植民地独立付与宣言」を根拠に復帰運動を展開していく過程を検討し、その運動が米国政府に及ぼした影響について論じる。

なお、本研究では仲吉の復帰運動に関する既存研究に加え、資料公開の制約のために先行研究が利用できなかった米国政府の機密指定解除文書を利用した。それらは主に沖縄県立公文書館に所蔵されている米国国務省及び陸軍省の機密指定解除文書である。また、本研究では沖縄県立図書館と那覇市歴史博物館に所蔵されている仲吉が残した復帰運動の記録である「仲吉良光関係文書」も利用した。

1. 復帰運動の起源

仲吉は、1887年5月23日、沖縄県首里儀保村で琉球王国旧士族の家系に生まれた。仲吉は那覇高等尋常小学校を経て、1903年4月に沖縄県立中学校へ入学した。1908年3月に同中学校を卒業後、早稲田大学英文学科に進学、英国の著名な文人であるジョン・ゴールズワージー (John Galsworthy) による戯曲についての論文を提出し、1912年7月に卒業した⁵。

大学卒業後、仲吉は沖縄で琉球新報社に入社、新聞記者として活躍し、1915年11月には新たな沖縄の新聞社である沖縄朝日新聞の創刊にも携わった。沖縄朝日新聞の経営を軌道に乗せた後、東京日日新聞（現在の毎日新聞）社に転職、そこで数年勤務した後、米国のカリフォルニア州ロサンゼルス市を拠点とする羅府新報社に入社した。数年間の米国生活であるが、仲吉はこの

⁵ 納富香織「仲吉良光論－近代を中心に」『史料編集室紀要』第25号（2000年3月）128－132頁。本稿は復帰運動以前の仲吉の半生について、同著に負っている。

頃に後の復帰運動で活かされる語学力を身に付けていたと思われる⁶。

米国から帰国した仲吉は東京日日新聞社に復職、内閣通信部という部署に配属された。仲吉は記者の身分を利用し、第一次世界大戦後の不況で困窮した沖縄経済のために奔走、沖縄振興計画策定のために各省の大臣や次官らの間を取り持ったという。仲吉はその後、砂糖専売問題や泡盛輸出など沖縄の産業振興に取り組む。そして、沖縄の現状を自らの力で打開する情熱からついに政界進出を決断、1942年4月に東京日日新聞社を辞して帰沖し、生まれ故郷である首里の第7代市長に就任した⁷。

首里市は廃藩置県以来、主だった産業もなく衰退の一途をたどり、琉球王国の旧王都だったにも関わらず、財政的に苦しい状況にあった。第4代首里市長の太田朝敷は、琉球新報社長を兼ねながら無報酬でその役職に就いたほどだったという。1939年頃には、自立が困難な首里市と県庁所在地となり沖縄県の中心地となっていた那覇市など周辺自治体を合併し、「大沖縄市」を建設する構想もあった⁸。

首里市長に就任した仲吉が真っ先に着手したのは、首里城北西にある龍頭の形に掘られた龍潭池の整備だった。龍潭池の水底から土砂をさらう浚渫作業は185年ぶり、首里市民の氣勢を大いに上げた。仲吉は、泡盛生産の振興策と併せることで、沖縄酒造組合から寄付金を得て財源を確保、市民を総動員したこの事業は56日で完了した。龍潭池の整備のほかにも、仲吉による主要道路・排水路整備事業なども高く評価され、仲吉は旧都首里の復興・躍進のシンボルとなっていたという⁹。

だが、仲吉による首里復興も1945年3月に始まった沖縄戦によって灰燼に帰すこととなる。4月1日に沖縄本島に上陸した米軍は圧倒的な戦力で進撃、日本軍司令部が構えられた首里にも戦線が迫り、4月24日には首里住民に避難命令が出された。仲吉ら市職員は4月27日に首里から退避、仲吉は「首里落ち！胸さかるる思い、悲痛きわまりまし」とその時の心境を回想録

⁶ 同前 132—138 頁。

⁷ 同前 138—140 頁。

⁸ 同前 140 頁。

⁹ 同前 141 頁。

に書き残している¹⁰。およそ一ヵ月半の死線をくぐりぬげ、仲吉は6月上旬頃に沖縄本島南部の百名（現在、南城市）の砂浜で米軍の捕虜となった。

仲吉は米軍収容所内の療養所で、その語学力を活かし通訳を務めていた。仲吉はそこで米兵が読み捨てた新聞や雑誌から米国政府が天皇制を維持するとの見通しを得て、「なんだが身内がほのぼのと勇気のわき出るのを覚えた」¹¹。また、仲吉は百名の砂浜から望む久高島を眺め、「この国の生れ初めは、日本より来たりしこと疑い御座なく候されば草木鳥獸の名みな相通ず」という琉球王国の摂政・羽地朝秀による日琉同祖論に取り憑かれるようになったともいう¹²。以後、米国の新聞雑誌記事を読み込み、米国が戦後の世界秩序構想において民族自決や領土不拡大原則を掲げていることを知るようになる。仲吉はこうした米国の世界政策を踏まえ、日本初の復帰陳情書を米軍当局に提出した。

この陳情書は、納富によって「現時点では、同陳情書の存在は確認されておらず、その内容について明確なことは分からない」とされている文書である¹³。筆者はこの陳情書を、外交史料館での資料調査で偶然発掘することができた。この陳情書が仲吉による初めての陳情書であることに加え、日本初の復帰陳情書であることから、その資料的価値は高いと言えよう。そのため、やや紙幅をとるがこの陳情書の内容を詳細に紹介することとしたい。

まず、仲吉は陳情書の冒頭で、沖縄戦後の米軍占領が人道に沿うものであると評価し、次のように述べる（引用文は原文ママ）。

「アメリカ軍は沖縄全島占領直後直ちに病院を開設各地に分院を設置し負傷者並びに一般病人に医療を施されると共に全島民に主要食糧たる米を配給される博大の措置に対しては全島民深く感謝致し居る処に候。」

次に、「アメリカの機械力文化による本島の将来の開発に一大希望」を抱く一方、

¹⁰ 仲吉良光『日本復帰運動記—私の回想から』（沖縄タイムス社、1964年）14頁。

¹¹ 同前 16頁。

¹² 同前 15頁。久高島は沖縄本島南東部の知念半島の東方約5キロメートルに位置する島。琉球の国造りに関わる聖地として知られる。沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』上巻（沖縄タイムス社、1983年）955頁。

¹³ 納富「仲吉良光論」（2000年）142頁、納富「仲吉良光論」（2004年）50頁。

「本島民はアメリカは永久に沖縄を占領せず太平洋の波静まり日米国交回復後は沖縄を日本に還付し戦前の如く日本の一地方としての日本政治下に存続せしむべしと期待し居り、戦後日本が列国政治委員より如何に処理さるるとも沖縄島民としては同胞たる日本全国民と運命を共にするを本懐としその日の一日も早からむ事を熱望し居る次第に候。」

また、米軍は沖縄を日本本土への侵攻基地として戦時中にもみ使用するはずであるという自身の認識を示した上で、民族自決や領土不拡大の原則に言及し、米軍の沖縄占領は一時的なものに留まるべきであると次のように述べる。

「アメリカ合衆国は第一次世界戦争の際民族自決主義を唱道し民族の自由意志を尊重する公明正大なる方針を全世界に声明されたる歴史あり今間の第二次世界戦争においてもアメリカ政治家中には全人類のその統治せらる政府を選択するの権利を尊重し、住民の意志に反し勝手に地図の塗り換えを許さずと早くも声明せる人あり、アメリカは右の如く高遠なる理想をもって各国を指導し正義に基づく永久平和を樹立せんとする国柄なりと吾等は承知せる故沖縄占領も一時的なりと解して居る次第に候」

そして、仲吉は次のように陳情書を締めくくる。

「吾等はアメリカの統治を嫌うに非らずアメリカ人と親しみ得ざるに非らず唯言語、習慣、風俗の余りに異なる点より到底融和し得ざる筈にて、結局東は東、西は西、沖縄人は東洋の一島国たる日本人民として生くるが最大幸福と存じ居り候、沖縄占領直後のアメリカ軍政府に今日懇願するは余りに早きに過ぎ甚だ恐入る次第に候えど日本処分案の決定さるるにおいては沖縄問題が取返しのつかぬ事と相成るを恐れ敢えて懇願する次第、何卒御諒察被下さく御願ひ奉り候也¹⁴」

この陳情書から分かるように、仲吉は決して反米的見地から沖縄の日本復帰を主張したわけではなかった。沖縄住民は日本人であり、民族自決により自民族の命運は自民族により決定されるべきである。また、米国は第二次世

¹⁴ 「アメリカ軍政府に懇願 沖縄島民は日本復帰を希望す 1945年8月3日 首里市長 仲吉良光」外務省管理局総務課編『沖縄諸島日本復帰運動概要』（1950年7月20日）『南西諸島帰属問題』第2巻A'6.1.1.3、外務省外交史料館所蔵。

界大戦中に民族自決と共に、領土不拡大原則を唱えており、沖縄を米国領にすることは決してないはずである。したがって、沖縄住民が希望するように、戦争終結後は日本の統治下に戻してほしい。これが、仲吉によって提出された日本初の復帰陳情書の骨子だった。

だが、仲吉の日本復帰運動は、当時の沖縄住民の間で歓迎されなかった。沖縄戦で壊滅的な被害を受けた沖縄では、戦傷者への医療は米軍に頼っており、食糧供給も米軍の配給に依存していた。そうした状況下で、米軍支配から抜け出したいという主張は米軍当局を刺激しかねないと憚られたのである。例えば、米軍占領下における沖縄住民の自治組織である沖縄民政府初代知事を務めた志喜屋孝信は、1947年8月に次のように述べている。

「少数は日本に帰属したい希望をもっているものもあるようですが、大部分は米国の保護の下に平和な国家を築いてゆきたいと思っています¹⁵」

仲吉は1946年5月、沖縄の全市町村長には旧市町村長を任命するという米軍占領当局の原則から外れ、首里市長に任命されなかった。仲吉はその後、首里高等学校へ就職したが、そこでもすぐに退職させられたという¹⁶。仲吉へのこうした処遇は、米軍当局によるものとも、その意を付度した沖縄民政府によるものとも言われる。いずれにせよ、沖縄で居場所を失った仲吉は、1946年7月、沖縄から日本本土への引き上げ船に乗り込み、復帰運動を東京で展開していくこととなる¹⁷。

2. 国連憲章第78条への着目

東京へと運動拠点を移した仲吉は1946年7月、沖縄諸島日本復帰期成会を組織した¹⁸。期成会は、元大蔵官僚の神山政良、貴族院議員の伊江朝助、旧

¹⁵ 『うるま新報』1947年8月1日。

¹⁶ 納富「仲吉良光論」（2000年）145頁。

¹⁷ 同前146頁。なお、この時仲吉を見送った平良辰雄は、仲吉は日本本土で、平良は沖縄で日本復帰運動を進めると「復帰の誓い」を交わしたという。平良はその後沖縄の日本復帰を訴えて1950年11月に沖縄群島知事に当選した。沖縄タイムス社編『沖縄の証言－激動の25年誌』（上）（沖縄タイムス、1971年）41頁。

¹⁸ 「年表（神山政良・仲吉良光の活動を主とした日本復帰運動年表）（1962年か）『仲吉良光関係文書』（以下、仲吉文書）524番。文書名、日付、文書番号は、那覇市企画部市史編集室編『沖縄の戦後資料 1945—1972 第2集 在本土沖縄県人運動史料目録』（那覇市

海軍中将の漢那憲和、琉球史学者の東恩納寛淳らといった戦前からの在京名士が集う 20 人前後の組織だった。

仲吉は連合国総司令部の他にも吉田茂首相やサンフランシスコ平和会議に参加する国々にも沖縄の日本復帰を陳情したが、その願いは叶わず、平和条約第 3 条により米国による沖縄統治が定められることとなった。だが、仲吉は条約発効後も沖縄の日本復帰を諦めず、日本の国連加盟に機会を見出し、復帰運動を展開していくこととなる。

日本の国連加盟が既定路線となった 1956 年 10 月 16 日、仲吉はハマースヨルド (Dag Hammarskjöld) 国連事務総長や国連安全保障理事会理事国に宛てて沖縄の日本復帰を訴える陳情書を送付した¹⁹。その陳情書で仲吉は、新たに国連加盟する日本に対して国連憲章第 78 条 (以下、憲章第 78 条) を適用するよう訴え、沖縄の日本復帰を主張した。

仲吉が沖縄の日本復帰の根拠として言及した憲章第 78 条には、以下のよう
に信託統治について定められている。

「国際連合加盟国との間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、
信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない²⁰」

この条文を素直に読めば、新たに国連加盟国となる日本に信託統治を行うことはできない。仲吉はそこに着目した。平和条約第 3 条は、沖縄に対する日本の主権放棄を定めておらず、米国による沖縄に対する信託統治制度の実施を前提とし、施政権行使を認めている。だが、日本の国連加盟により、日本の一部である沖縄に信託統治を実施することは不可能になるので、第 3 条は死文化すると仲吉は主張したのである²¹。

企画部市史編集室、1977 年) に依拠している。

¹⁹ 「沖縄・小笠原諸島に関する陳情 (日本国連加盟と共に沖縄復帰方陳情)」(1956 年 8 月)、Petition in respect to the Okinawa (Ryukyu) Islands and Bonin Islands, August 1956, 『仲吉文書』252 番、253 番。

²⁰ 岩沢雄司編『国際条約集 2016』(有斐閣、2016 年) 32 頁。以下、断りがない限り、国際条約や宣言の条文は同書から引用。

²¹ 平和条約第 3 条は米国による沖縄の信託統治実施までの期間、米国が沖縄の施政権を行使するとしている。条文は次の通り。「日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島 (中略) を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

実は、仲吉は国連への陳情書提出以前、既に、米国上院外交委員会委員長ウォルター・ジョージ (Walter Franklin George) へ同様の内容の陳情書を送付していた。ジョージは仲吉の陳情書を無視することなく国務省に取り次ぎ、国務省極東問題担当国務次官補のモートン (Thruston B. Morton) から得た回答を仲吉に通知した。

モートン国務次官補の回答によれば、まず、憲章第 78 条は国連発足当初に委任統治領だったシリア、レバノン、イラクが信託統治の対象にならないことを確認するための条項である。次に、憲章第 107 条、いわゆる「敵国条項²²」を引用し、旧敵国である日本に対する措置は、憲章第 78 条を含めいかなる憲章の条項によっても無効にされることはない」と指摘し、「平和条約第 3 条でとられる行動は、憲章 107 条の条項の範疇にある」と仲吉の主張を退けた²³。

だが、米国政府は「敵国条項」により平和条約第 3 条が法的に揺るがないにしても、沖縄統治が国際社会から批判を招きかねないことをよく理解していた。例えば、ダレス (John Foster Dulles) 国務長官は仲吉率いる期成会の陳情活動が植民地主義批判を引き起こしかねないと懸念し、ウィルソン (Charles Erwin Wilson) 国防長官に宛てて 1957 年 1 月 7 日に次のような手

²² 憲章第 107 条は次の通り。「この憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。」

²³ 「Thruston B. Morton より Walter F. George 宛書簡」(1955 年 12 月 22 日)『仲吉文書』226 番。

なお、1965 年 4 月 28 日に日本社会党は、仲吉と同様に憲章第 78 条を引用し、沖縄の日本復帰を主張した。その際、米国内務省は「敵国条項」に触れず、憲章第 78 条が対象にしているのは国連加盟前に非自治あるいは植民地だった地域だけであり、もともと独立国であった日本には憲章第 78 条は適用されないとし、日本が沖縄に対する潜在主権を保持することから、沖縄は憲章第 77 条第 1 項 (C) の「施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域」であると政府内で見解を整理した。「敵国条項」を沖縄統治の正当化の根拠としなかったのは、ベトナム戦争で高まっていた日本人の反米感情を刺激したくなかったからかもしれない。From Department of State to Amembassy, Tokyo, May 28, 1965, General Records of the Department of State, Central File, 1964-66 Box No.2626 Folder No.1 POL 19, 0000111462, (10 桁のコードは沖縄県公文書館の資料コード)、沖縄県公文書館所蔵 (以下、OPA)。

他方、日本政府は「敵国条項」が米国の沖縄統治の根拠として用いられれば、北方領土問題でソ連を有利にしかねないとも懸念していた。「植民地独立宣言と沖縄について」(1961 年 12 月 26 日)「来往電その他」『沖縄関係 国連関係植民地独立宣言 (沖縄)』(H22-018, 0120-2001-02779, A300-07-01, 外務省外交史料館所蔵)。

米国政府内で沖縄統治と憲章第 78 条の関係についての見解の変遷や、そもそも、平和条約第 3 条が形成される際に、憲章第 78 条との兼ね合いを米国政府がどのように考えていたのかについては、今後の検討課題としたい。

紙を書いている。

「昨今の状況を鑑みると、私は米国の沖縄統治が近い将来に、我々の外交に深刻な問題をもたらし、結果として、沖縄諸島における米軍基地の維持を困難にするかもしれないと懸念します。(中略)日本は国連への加盟、アジア・アフリカ諸国との緊密な協力関係、ソ連との正式な外交関係再開によって、この紛争を国際化し、国連に訴えることができる立場になるでしょう。日本在住の沖縄出身者のグループは既にソ連や国連加盟国に、沖縄返還を支持するよう陳情しています。共産主義者やアジア人が、沖縄の『植民地』統治について国際的な調査を行うよう扇動し、それを支持する光景は、間違いなく立ち現れると見なければなりません²⁴」

ダレスは平和条約第3条の形成に携わって以来、米国の沖縄政策の策定に重要な役割を果たしてきた。ダレスが沖縄を米国に併合するのではなく、信託統治を前提とした米国による沖縄の施政権行使を第3条で定めた背景には、国際社会からの批判への懸念があったと指摘されている²⁵。なお、信託統治を沖縄で実施するという文言を第3条に含めたにも関わらず、その実施をあえて行わなかった背景には、国連の信託統治理事会による沖縄統治に対する査察を嫌ったこともあった²⁶。

ダレスはこの時期に、沖縄が「太平洋のキプロス」となることを恐れ、アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 大統領とともに沖縄の「飛び地返還」を検討していく。「飛び地返還」案は、沖縄に散在する基地を一ヵ所か二ヵ所に集め、残りの土地を日本に返還するという米国政府内で極秘に検討された案である。この案を実現することで、米国は沖縄の基地だけを管理すればよく、沖縄住民を統治するという異民族支配を回避することができた。ダレスが沖縄統治への植民地主義批判を懸念していたことを踏まえば、その

²⁴ U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS と略す。) : 1955-1957, Japan, Volume XXIII, Part 1, (GPO, 1991), pp. 244-245.

²⁵ 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945-1972』(岩波書店、2000年) 51-60頁、ロバート・D・エルドリッチ『沖縄問題の起源—戦後日米関係における沖縄 1945-1952』(名古屋大学出版会、2000年) 224頁。

²⁶ 通常の信託統治ではなく戦略的信託統治を行えば、信託統治理事会による定期視察の義務から免れることはできた。しかし、戦略的信託統治を実施するには、国連安全保障理事会による承認を得なければならず、ソ連の拒否権発動によりその実施は困難視されていた。エルドリッチ『沖縄問題の起源』60-61頁。

検討の裏には国際社会からの植民地主義批判をどうにか回避しようという意図が多分にあったように思われる²⁷。

他方、仲吉はこうした米国政府の懸念を伺い知ることなく、陳情活動を継続していた。憲章第 78 条による復帰が不発となり、仲吉が次に目を向けたのが米国上院に提出された「コンロン報告」だった。上院外交委員会はコンロン・アソシエート社 (Conlon Associates, Ltd.) に米国の対外政策の検討を依頼しており、その検討結果が「コンロン報告」として 1959 年 1 月に公開された。その報告書は「遠からぬ将来のある時点において、沖縄は米国の軍事基地を留保する協定を結んで日本に返還することが望ましいであろう」と、沖縄返還を勧告していた²⁸。仲吉はジョン・F・ケネディ (John Fitzgerald Kennedy) やフルブライト (James William Fulbright)、そしてリンドン・ジョンソン (Lyndon Baines Johnson) など、当時上院外交委員会に所属していた議員やその他の議会有力者に向けて「コンロン報告」による勧告実施を陳情した。

米国議員たちの仲吉への反応は好意的だった。例えば、ケネディは同年 5 月に仲吉に次のような内容を含む返信を書いている。

「上院外交委員会の一委員として、貴殿の思慮深く、明瞭な見解を得ることは、最も価値があります。この問題が検討に付される今後数ヶ月の間、私は確かにあなたの声明を逐一考慮いたします。私は、沖縄の問題が重要かつ未解決な問題の一つであり、日米両国の指導者らの周到な注意を受けるに値するとよく理解しています²⁹」

1960 年 11 月の米国大統領選挙の結果は、仲吉を大いに喜ばせたに違いない。沖縄返還に前向きな姿勢を見せた民主党候補のケネディが勝利したからである。共和党から民主党への政権交代を実現し、史上最年少の大統領となるケネディは、米国の外交政策を再考し、沖縄問題に向けた新たな政策を打ち出すか

²⁷ 「飛び地返還」案については、坂元一哉『日米同盟の絆』(有斐閣、2000 年) 193—195 頁、我部政明『沖縄返還とは何だったのか—日米戦後交渉史の中で』(日本放送出版協会、2000 年) 52—55 頁、平良好利『戦後沖縄と米軍基地—「受容」と「拒絶」のはざま—1945—1972 年』188—190、206—207 頁を参照。

²⁸ 中野好夫編『戦後資料 沖縄』(日本評論社、1969 年) 302—305 頁。

²⁹ 「John F. Kennedy より仲吉良光宛書簡」(1959 年 5 月 18 日)『仲吉文書』359 番。

もしれない。仲吉は大きな期待を抱き、ケネディ新政権を見守った³⁰。

3. 「植民地」問題としての米国の沖縄統治

だが、仲吉のケネディ政権への期待は裏切られることとなる。米国で政権交代があった一方、日本でも安保騒動の責任を取り岸政権が退陣、池田政権が新たに誕生していた。日米新政権の初顔合わせとなる1961年6月に開催された池田・ケネディ会談後に策定された日米共同声明で、沖縄に関する箇所は次のように記されていた。

「米国が琉球住民の安寧と福祉を増進するために一層努力をはらう旨確言し、さらに、この努力に対する日本の協力を歓迎する³¹」

共同声明が沖縄住民の福祉向上には触れたものの、返還問題に言及しなかったことに仲吉は失望した。池田政権が策定した外交の基本方針においても、沖縄住民の福祉向上のみが記され、返還問題が棚上げされていた³²。仲吉は自民党への陳情書においてそれを批判し、次のように述べている。

「国民が要望し続けて来た基本策、施政権返還は、タナ上げされて居ります。(中略)十数年続けて来た我等復帰団体の希望も一切取り合われない事となりますれば、我等は訴うる処なく絶望のドン底に陥ることとなります³³」

仲吉はこの時既に70歳の古希を迎えており、1957年1月に発症した咽喉ガンにより声帯を失っていた³⁴。生きて沖縄の祖国復帰を見ることができないかもしれないという焦燥感が仲吉に生まれていたのかもしれない。日米両政府に「訴うる処」をなくした仲吉は日米両政府へ温情を求める態度を一変させ、社会党や共産党に接近し、沖縄問題の「国際化」により状況の打開を図っていくこととなる。

復帰運動の当初より米国による沖縄支配を国際規範に反する問題とみなし

³⁰ 「仲吉良光より John. F. Kennedy 宛書簡」(1960年8月8日)『仲吉文書』419番。

³¹ 「池田総理、ケネディ大統領共同声明(抄)」(1961年6月22日)南方同胞援護会編『沖縄問題基本資料集』(南方同胞援護会、1968年)117頁。

³² 『朝日新聞』(1960年8月17日)。

³³ 「沖縄問題の政策御再考を懇願」(1960年8月)『仲吉文書』416番。

³⁴ 「仲吉から吉田への手紙」(1957年1月15日)「02:1950年代書簡 吉田嗣延宛仲吉良光差出」『吉田嗣延文書』0000141992、OPA。

てきた仲吉が、国連総会で1960年12月に採択された「植民地独立付与宣言」に注目するのは自然のなり行きだった。この宣言は「あらゆる形態の植民地主義を速やかにかつ無条件に終わらせる必要がある」とし、「外国による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人権を否認するものであり、国際連合憲章に違反」するとした。仲吉はこの宣言に基づき、沖縄の日本復帰を支持するよう訴える陳情書を書きあげ、1961年8月に国連全加盟国へと送付した³⁵。

仲吉はこの陳情書を、期成会会員に諮ることなく独断で送付した。期成会は既に紹介したように戦前からの有力な沖縄出身者で構成されており、反共の姿勢を明確にしていた³⁶。米国政府に温情を求め復帰を懇願してきた従来の陳情書とは異なり、この陳情書で仲吉は、米国の「帝国主義」により沖縄は「隷属地位」に落とし込まれたといったように、米国の沖縄統治を痛烈に批判した。また、仲吉は社会党及び共産党に対し、この国連加盟国への陳情書送付計画について、「右計画が、今漏れたら色々邪魔も入る恐れもあり当分秘密にしたい、恐縮ですが、左様御心得下されたい」と秘密裏に協力を求めている³⁷。仲吉の運動を支えてきた会員らはこの陳情書送付に強く反発、仲吉は自身が率いてきた期成会を脱会せざるをえなくなる³⁸。

仲吉にとって十数年にわたり復帰運動を共にした同志たちと決別するのは、「真に断腸の思い」であり心苦しいものだった³⁹。だが、一方で、期成会からの脱会は仲吉の復帰運動の制約を除く側面もあった⁴⁰。仲吉は1962年1月下

³⁵ 「植民地主義廃止宣言の線で“沖縄解放”を懇願」（1961年8月10日）『仲吉文書』458番。

³⁶ たとえば、サンフランシスコ平和条約の調印が迫る1951年5月に書かれた期成会による陳情書では、かりに沖縄が日本から切り離されれば、「ソ連や日本の極左勢力に米国批判のための根拠を提供することになりかねない」と述べている。“Petition for Retrocession of the Okinawan Islands to Japan”, May 10, 1951, 『仲吉文書』14番。

³⁷ 「国連への“沖縄解放”訴願御後援御願い」（1961年8月）『仲吉文書』456番。

³⁸ なお、仲吉は期成会会員に脱会通知書を送付し、自身が植民地独立付与宣言に基づき、国連加盟国へ送付した理由を以下のように弁明している。「植民地主義廃止という国連の大宣言は、崇高神聖なものとして信じて居ります。その線で沖縄解放を国連加盟国に訴えたのも、復帰運動の一つと心得、決して逸脱とは思いません。日本始め八十七カ国が同意し成立した大決議は人類大解放の福音として皆さんも歓迎して居られると信じ、事前に御相談をしなかった次第です。また、右宣言決議提案国はAA諸国、ソ連圏各国、中立国諸国であり、これらの国々と関係ある日本革新政党に後援を求むるは筋道と思います。」「仲吉良光、沖縄諸島日本復帰期成会脱会通知書」（1961年9月15日）『仲吉文書』468番。

³⁹ 同前。

⁴⁰ 仲吉は以前より、沖縄問題の「国際化」を狙っていた。1954年4月下旬、仲吉は政府関係者と思われる人物の忠告を受け、国連への陳情書送付を中止した。その際仲吉は「わた

旬に単身沖縄を訪れ、沖縄の議会にあたる琉球立法院による国連全加盟国に宛てた沖縄の日本復帰を訴える決議採択に向けて尽力した⁴¹。

1962年2月1日に立法院の開会に合わせて全会一致で採択された「二・一決議」（正式名称、「施政権返還に関する要請決議」）は、仲吉の復帰運動の到達点だった⁴²。「二・一決議」には、仲吉が従来主張してきたように米国の沖縄統治が民族自決や領土不拡大原則に反し、「植民地独立付与宣言」の理念にも背くと、次のように記されている。

「対日平和条約第3条によって沖縄を日本から分離することは、（中略）領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。1960年12月第15回国連総会において『あらゆる形の植民地主義を速かに、かつ、無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する』旨の『植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言』〔植民地独立付与宣言〕（〔〕内は筆者、以下、同じ。）が採択された今日、日本領土内で住民の意志に反して不当な支配がなされていることに対し、国連加盟国諸国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権が速かに完全に回復されるよう尽力されんことを強く要請する⁴³」

ダレスの懸念でも示されていたように、米国政府は自国の沖縄統治が植民地支配であると国際社会から見なされることを危惧していた。そうした懸念は、ケネディ政権にも引き継がれおり、1961年夏頃に作成された対国連政策の文書において次のように述べられている。

しは寧ろ国際化する意図であります。沖縄・小笠原問題を外交ルートに乗せて、口頭でも政府が積極的に動いてくれるとせば、何によりも強みであり、吾々の願う所ありますが故これを信頼して発送を中止いたしました」と述べている。「日本旧領土問題解決方御願い」（1954年4月）『仲吉文書』149番。

⁴¹ 『沖縄タイムス』1962年2月3日。

⁴² 仲吉が「二・一決議」採択に強い影響を及ぼした点について、先行研究間で見解が概ね共有されている。渡邊は「仲吉良光は、社会党の帆足計らとともに、沖縄解放祖国復帰促進懇談会をつくり、独自の立場から国連に訴えた。前記立法院の二・一決議は、明らかに、このような運動にうながされて生まれたものである」と述べ、新崎は「二・一決議は、（中略）復帰婦仲吉良光の動きに何となく引きずられたという面もなくはなかった」としている。納富も「二・一決議」採択には、「仲吉の国連への訴えが大きく影響を与えている」と指摘する。渡邊昭夫『戦後日本の政治と外交』（福村出版、1970年）240頁、新崎『戦後沖縄史』229—230頁、納富「仲吉良光論」（2004年）58頁。

⁴³ 「二・一決議」の全文は、中野編『戦後資料』415頁。

「植民主義が終焉に向かうなか、米国が最後の植民主義国の一つであることが皆の驚きを以て明らかになり、(中略) 沖縄が醜い象徴になるかもしれない⁴⁴⁾」

こうした矢先に「二・一決議」は採択された。既に拙稿でも指摘したように、米国にとって「二・一決議」採択のタイミングも都合が悪かった⁴⁵⁾。「植民地独立付与宣言」が国連総会で採択された翌年 11 月、その履行状況を審議するための「脱植民地化委員会」がソ連主導で総会の下に設置された。この委員会はあらゆる植民地問題を討議し、決議や勧告を出すだけでなく、植民地現地から請願を聞き、調査団を派遣する権限が付与されていた⁴⁶⁾。その「脱植民地化委員会」の初会合が、「二・一決議」採択の 2 週間後の 2 月 15 日に予定されていたのである。「脱植民地化委員会」の委員国であるソ連が「二・一決議」を受領すれば、米国を痛烈に批判し、沖縄への調査団派遣を提案するかもしれない⁴⁷⁾。米国政府が平和条約第 3 条の形成時以来懸念してきた国際社会による沖縄への介入が現実のものとなりかねなかったのである。

米国政府が「二・一決議」の対応で期待したのが日本政府だった。米国は日本が影響力を持つ第三世界諸国に働きかけ、米国の沖縄統治が国連で取り上げられないよう協力を要請した。

だが、日本政府の態度は河野に言わせれば「にべもない」ものだった。この時、外務省アジア局審議官だった宇山厚は、日本政府の協力を要請する米国大使館の書記官、ジェームズ・サタリン (James S. Sutterlin) に対し、沖縄の施政権を持つ米側の問題である、と突き放した⁴⁸⁾。宇山の対応には、米国の沖縄統治には日本の協力が不可欠であるという実態を米国に認識させようと

⁴⁴⁾ *FRUS: 1961-1963*, Vol. XXV, Organization of Foreign Policy; Information Policy; United Nations; Scientific Matters, (GPO, 2001), pp. 360-361.

⁴⁵⁾ 真栄城「キャラウェイ高等弁務官の沖縄統治」(2) 173 頁。

⁴⁶⁾ 半澤朝彦「国連とイギリス帝国の消滅—1960~63年—」『国際政治』第 126 号 (2001 年 2 月) 92 頁。

⁴⁷⁾ Department of State Circular Telegram, February 12, 1962, Ryukyus: Reversion, 1962 (Reversion Resolutions),.0000106054, OPA.

⁴⁸⁾ 「沖縄立法院の国連加盟国に対する要望決議の件」(1962 年 2 月 6 日)「来往電その他」『沖縄関係 国連関係植民地独立宣言 (沖縄)』(H22-018, 0120-2001-02779, A300-07-01, 外務省外交史料館所蔵)。

いう動機が伺われると河野は指摘する⁴⁹。

宇山が米国政府にやや強気とも取れる態度を示した背景には、仲吉の復帰運動への共感があったと思われる。宇山は1946年7月、仲吉が連合国防務司令部へ陳情書を提出しようとしたとき、その英訳を極秘に行っていた。宇山は仲吉を陰ながら支え続けた吉田嗣延（外務省管理局総務課南方班長や総理府南方連絡事務局第2課長、南方同胞援護会事務局長等を歴任）と高校時代の同期で、吉田を通じて仲吉の復帰運動を知るようになっていた⁵⁰。宇山が「二・一決議」に動揺する米国政府の対応にあたったというのは、まったく運命のめぐりあわせというほかない。

米国政府を沖縄返還の検討に向かわせたライシャワー（Edwin Oldfather Reischauer）駐日大使も、沖縄統治が国際社会で取り上げられることを強く懸念していた。

ライシャワーは自伝において「[大使に就任して] 沖縄に行ってみるまで、私は沖縄についてあまり考えたことはありませんでした」というが、太平洋戦争終結後に米国政府内で沖縄の戦後処理問題に携わっていた⁵¹。ライシャワーはこの時、沖縄の処遇について薩摩藩に属していた島々と琉球王国に属していた島々の間で境界線を定めることを主張していた。ライシャワーの主張が反映された会議文書には、「深刻な少数民族問題」が起きないように、北緯28度40分（トカラ列島と奄美群島の間）以北を日本領土とするよう勧告している⁵²。ライシャワーは、この時期にハーバード大学から出版された『アメリカと日本』において沖縄住民を「琉球人」と呼び、独立の可能性まで検討していた⁵³。

だが、沖縄で日本復帰運動が活発になると従来の考えを見直すようになる。

⁴⁹ 河野「池田内閣期の沖縄問題」(1) 20頁。

⁵⁰ 沖縄タイムス社編『私の戦後史 第三集』（沖縄タイムス社、1980年）99頁。

⁵¹ エルドリッチ『沖縄問題の起源』54頁。

⁵² “PR-35 Final (Revision a), Disposition of the Ryukyu (Liuchiu) Islands”, February 11, 1946, *Post WWII Foreign Policy Planning: State Department Records of Harley A. Notter 1939-1945*, (Bethesda: Congressional Information Service, 1981), microfiche, 1192-PR-35 Final (Revision a), p. 7. ロバート・D・エルドリッチ『奄美返還と日米関係—戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』（南方新社、2003年）36頁。

⁵³ Edwin O. Reischauer, *The United States and Japan* (Cambridge: Harvard University Press, 1950), pp. 237-238.

1953年1月にある国際会議に提出した論文で、「琉球の常住人口約80万人は明らかに日本人とともに琉球の日本復帰を望んでいる」と述べている⁵⁴。1955年に出版された『転機に立つアジア政策』では、米国の沖縄統治は米国の信念である自決権の原則から外れた政策であると批判し、琉球列島には米国の「植民地問題」があると指摘していた⁵⁵。

米国の沖縄統治を「植民地問題」と見なしてきたライシャワーは、「二・一決議」採択を知らされ、「目下のところ、琉球問題が急激に大きくなって、（私がここ十数年間危惧し続けているごとく）国際問題に発展しないかと心配でならない」と家族に書き送っていた⁵⁶。

ライシャワーが日米パートナーシップ路線を推し進めた背景には、国際社会からの植民地主義批判をかわすために日本政府の協力が必要であるという認識もあった。ライシャワーは1965年7月、米国政府を沖縄返還の検討へ向かわせた提言において次のように述べている。

「日本政府との完全な協力がなければ、琉球における米国の地位は維持できなくなるだろう。それは、深刻になりうる現地での政治的動揺のためではなく、日本が国連やその他の国際的な場で琉球問題について言及する場合の国際的な反響のためである⁵⁷」

従来、ライシャワーによるこの提言は、「1970年問題⁵⁸」との関係から取り上げられてきたが、ライシャワーの提言の背景には国際社会からの植民地主義批判への懸念もあった。また、「二・一決議」への対応で国務省だけでなく陸軍省も、国際社会からの植民地主義批判の深刻さを認識するようになっていた⁵⁹。仲吉の復帰運動の成果と言える「二・一決議」は、米国政府に植民地主義批判による沖縄問題の「国際化」が差し迫った脅威であると認識させ、

⁵⁴ 日本太平洋問題調査会編『永久平和の条件』（みすず書房、1953年）33頁。

⁵⁵ Edwin O. Reischauer, *Wanted: An Asian Policy*, (New York: Alfred A. Knopf, 1955), p. 261.

⁵⁶ エドウィン・O・ライシャワー、ハル・ライシャワー／入江昭監修『ライシャワー大使日録』（講談社、1995年）66頁。

⁵⁷ *FRUS: 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, p.106.

⁵⁸ 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交—日米関係史の文脈』（東京大学出版会、1994年）238頁など。なお、「1970年問題」と安保条約の関係については、鍛冶一郎「安保条約の条約期限に関する考察」（2・完）『阪大法学』第69巻第6号（2020年3月）を参照。

⁵⁹ 真栄城「キャラウェイ高等弁務官の沖縄統治」（2・完）175—181頁。

米国政府が沖縄返還の検討に向かう際に重要な要因になっていたと言えるだろう。

「二・一決議」採択を見た仲吉は、琉球立法院から国連へ代表を派遣するという計画を社会党議員の帆足計らと共に進めるが、これには沖縄側からの支持を得ることはできなかった⁶⁰。日本政府や米国政府から「二・一決議」採択により信頼を失っていた沖縄の保守政党・沖縄自由民主党は日本政府や米国政府を困惑させる行動をこれ以上取ることはできなかった。立法院内の最大野党である沖縄社会大衆党も、沖縄問題を国際化することについてそれほど熱心ではなかったようである⁶¹。

仲吉は1963年8月頃に帆足らから離れ、「沖縄諸島祖国復帰期成会」を新たに組織した⁶²。仲吉の陳情活動は、沖縄の日本復帰を日米両政府に懇願するという従来の方針に立ち返っていく。また、この時期以後に見られる仲吉の復帰運動の変化として気付かされるのは、陳情書数の低迷である。旧期成会関係者との関係が断たれ、帆足ら社会党からも離れた仲吉の運動資金はかなり苦しいものだっただろう。一口に陳情書の送付といっても、運動資金に比較的恵まれていたと思われる旧期成会時代においてさえ「タイプ代、航空便料など相当の金があるので決心し兼ねて居ります」と仲吉は吐露せざるをえなかったのである⁶³。

佐藤政権下で沖縄返還問題が動き始めてからは、仲吉はそれまで掲げてきた沖縄問題の「国際化」路線を転換し、日米二国間交渉で沖縄返還を目指す日本政府を支持するようになる。1967年7月のある投書で仲吉は、奄美大島の復帰の例にならぬ、日本政府は米国政府に沖縄の施政権を放棄させるよう交渉することで沖縄の日本復帰を目指すべきであると主張した⁶⁴。1968年初

⁶⁰ Memorandum for Mr. Howard E. Haugerud, October 23, 1962, Hoashi Petition to the U.N., 0000106049, OPA.

⁶¹ 沖縄社会大衆党の指導者である平良幸市は、社会党の帆足計について「現実を無視した論理や知的なイデオロギー上の曲芸に夢中になっている」と述べ、極めて批判的だった。Memorandum of Conversation, May 28, 1962, General Records of the Department of State, Central File, 1960-63, Box 2175 Folder No.1, 0000111462, OPA.

⁶² 「核停条約発効と共に沖縄支配に終止符を」(1963年8月12日)『仲吉文書』548番。

⁶³ 「仲吉から長嶺将敏への手紙」(1957年8月15日)「1950年代 吉田嗣延宛仲吉良光差出」『吉田嗣延文書』0000141992, OPA。

⁶⁴ 「沖縄復帰に首相の勇気を」(1967年7月26日)『仲吉文書』666番。

頭に書かれたと思われる仲吉の文章には、「早期復帰を実現して貰うべく、多数国民の佐藤首相支援を切望する」とあり、沖縄返還の実現には「基地、安保問題など米国の希望も受け容れるいわゆるギブ・エンド・テイクの外交常道によるのが穏当たるはいうまでもない」と記されている⁶⁵。

1960年代以降に見られる復帰運動方針の転換に次ぐ転換が、仲吉の復帰運動が左右に揺れたと評されてきた理由だろう。また、佐藤政権以後の仲吉の運動は、沖縄返還問題に取り組む佐藤政権を支えたと評価できるが、それ以上の影響が日米両国にあったようには思われない。仲吉の沖縄返還における役割は、米国政府が沖縄返還の検討に向かう過程で、沖縄問題の「国際化」を具体的な課題として米国政府に突き付けたことによって果たされたと言える。

おわりに

本稿は、仲吉の復帰運動を脱植民地化が進展する冷戦期の米国外交との関連から検討した。

従来、仲吉の復帰運動は政治的立場を左右に揺らしたと言われてきた。確かに、仲吉は米国政府に沖縄の日本復帰を平身低頭して懇願する一方、ソ連政府に対しては沖縄が米国の帝国主義の犠牲になっていると批判し、その助力を要請していた。仲吉の政治的立場を保守か革新かという見方で整理することは難しい。だが、その運動には米国の沖縄統治を国際規範に反する問題として位置付けるという点で一貫性があった。

また、仲吉の復帰運動はほとんど影響力を持たなかったと思われてきた。だが、米国政府は仲吉の復帰運動を決して見過ごすことはなかった。仲吉が主張するように、米国の沖縄統治が民族自決や領土不拡大の原則に反し、植民地主義の問題として国際社会で取り上げられることは、なんとしても避けられなければならなかった。自由主義陣営の盟主としての米国の外交的威信が傷つき、新たに独立したアジア・アフリカ諸国を共産主義陣営に向かわし

⁶⁵ 「沖縄、依然佐藤首相に期待＝早期復帰の実現＝」（日付不明）『仲吉文書』669番。

かねなかったためである。対日政策の主要な政策形成者であるダレスやライシャワーは、そうした懸念を終始抱いていた。

さらに、仲吉の主張が国際社会で取り上げられ、「脱植民地化委員会」をはじめとした国連による調査団が沖縄に派遣されれば、沖縄の基地の運用にも支障をきたすことになっただろう。それは、平和条約の形成期以来、米国が沖縄での基地運用において懸念してきた事態だった。沖縄米軍基地の運用への諸外国の介入は、沖縄だけでなく日本本土や東アジア周辺地域における米軍配備に影響を及ぼすことになっていたかもしれない。沖縄返還が「国際化」した後に実現していたならば、現在の基地問題は全く異なる様相になっていた可能性もある。仲吉の復帰運動は米国を冷戦外交上、窮地に追いやるだけでなく、米国の冷戦戦略の要である沖縄米軍基地も脅かしかねなかったのである。

米国政府は沖縄問題の「国際化」を恐れ、日本政府との協力を求め、ついに日米二国間の問題として沖縄返還を実現する。仲吉の復帰運動への米国政府の懸念から分かるように、沖縄返還問題が日米二国間で解決されることは必然ではなかった。沖縄返還問題が日米二国間で解決されないかもしれないという懸念は、米国政府に沖縄返還へ向かわせた重要な要因だったと思われる。

仲吉は沖縄の日本復帰運動にその半生を捧げ、1974年3月1日に86歳にしてその生を全うした。日本政府は仲吉の長年にわたる復帰運動に報いて1969年4月に銀杯を授与、1972年5月15日に開催された沖縄復帰記念式典にも仲吉を参列者として招いた⁶⁶。

沖縄の祖国復帰を見届けた仲吉は1973年1月に帰郷した。その翌月には屋良朝苗沖縄県知事が発起人となった仲吉の帰郷祝いの歓迎会が開かれ、仲吉の復帰運動への謝意が示された⁶⁷。当初、仲吉は同胞にすら煙たがられ、冷笑を浴び、自身の運動が米国政府に及ぼした影響を知ることもなかった。

⁶⁶ 『官報』号外第53号（1969年4月30日）、「沖縄復帰記念式典委員長内閣総理大臣佐藤栄作より仲吉良光宛沖縄復帰記念式典案内状」（1972年4月21日）『仲吉文書』696番。

⁶⁷ 「沖縄はダレス氏のプレゼント 私の復帰運動回想記」（日付不明）『仲吉文書』694番。

それでも、かつて追われるように後にした故郷で温かく迎えられ、余生を過ごすことができたのは仲吉にとって何にも勝る喜びだったに違いない。

仲吉家の墓内には「日本復帰の父仲吉良光ここに眠る」との顕彰碑が建立されている⁶⁸。

本研究は、宇流麻学術研究助成基金と JSPS 科研費 JP22K20112 の助成を受けたものです。

⁶⁸ 納富「仲吉良光論」(2004年) 59頁。